

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成30年11月1日（木） 午前11時00分から
午前11時09分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、鴛海豊、麻生栄作、吉富英三郎、三浦正臣、土居昌弘、油布勝秀、衛藤明和、
末宗秀雄、御手洗吉生、近藤和義、阿部英仁、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、
玉田輝義、平岩純子、久原和弘、吉岡美智子、荒金信生、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

会計管理者兼会計管理局长 岡田雄、総務部長 和田雅晴、
企画振興部長 岡本天津男、福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 山本章子、
商工労働部長 高濱航、農林水産部長 中島英司、土木建築部長 阿部洋祐、
国民文化祭・障害者芸術文化祭局长 土谷晴美、理事兼教育次長 宮迫敏郎、
警察本部長 石川泰三、議会事務局長 竹野泰弘、人事委員会事務局長 下郡政治、
労働委員会事務局長 飯田聡一、監査事務局長 佐藤文博、企業局长 神昭雄、
病院局长 田代英哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第100号議案及び第103号議案から第113号議案までについては、認定すべきものといずれも全会一致をもって、第101号議案及び第102号議案については、可決及び認定すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 委員会審査報告書について、原案のとおり全会一致をもって決定し、委員長から出席した部局長に対し、審査報告書の概要について説明を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	長友玉美
議事課委員会班	課長補佐（総括）	工藤ひとみ

決算特別委員会次第

日時：平成30年11月1日（木） 11：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 企業会計、一般会計及び特別会計決算の認定等について

3 委員会審査報告書について

4 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

本日は、第3回定例会で付託を受けた各会計の決算認定等について、これまでの審査結果を踏まえ、採決いたします。

また、本日は、全部局長に出席いただいておりますので、審査報告書のまとめを行うとともに、その内容について、概要をお伝えしたいと思います。

それでは、第3回定例会で付託を受けました第100号議案から第113号議案までの各決算等の議案について、採決します。

まず、第100号議案及び第103号議案から第113号議案までについて、一括して採決いたします。

各決算は、これを認定すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議なしと認めます。

よって、各決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、第101号議案及び第102号議案について、採決いたします。

本利益処分はこれを可決すべきもの及び本決算はこれを認定すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議なしと認めます。よって、本利益処分はこれを可決すべきもの及び本決算はこれを認定すべきものと決定いたしました。

次に、委員会審査報告書についてですが、お手元に審査報告書の案をお配りしております。

この案は、去る10月26日に開催した委員会において、御検討いただき、修正したものです。

委員会審査報告書については、この案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、委員会審査報告書はこの案のとおり決定いたします。

なお、第4回定例会本会議における委員長報告については、委員長に御一任いただきと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、そのようにいたします。

執行部の皆さんには、本委員会の審査に御協力いただき、ありがとうございます。

各決算等の審査の結果、特に改善あるいは今後検討等を求める事項について取りまとめましたので、いくつかの項目について申し述べたいと思います。

お手元の審査報告書の4ページを御覧ください。

2の審査結果ですが、平成29年度予算に計上された各般の事務事業は、議決の趣旨に沿っておおむね適正な執行が行われており、総じて順調な成果を収めているものと認められます。

今後、特に改善あるいは検討を求める事項については、まず、(1)の財政運営の健全化についてであります。

本県では、行財政改革アクションプランに基づき行財政改革に取り組んだ結果、県債残高が前年度に比べて46億円余り減少するなど、財政の健全化に一定の成果を上げています。

しかしながら、高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加などによる歳出の増大等が今後見込まれる中、新長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の確実な実施に向けて、さらなる効率的、効果的な行財政運営が求められます。

また、災害などの不測の事態に対応できるよう、一層の行財政基盤の強化に努める必要があります。

そこで、重要業績評価指標が県民ニーズに即したものとなるよう十分見直すとともに、各財政指標にも留意しながら、引き続き、歳入の確

保、歳出の削減に努め、健全な財政運営に尽力していただきたいと思います。

次に、(2)の収入未済額の解消についてであります。

各機関で取組の強化が図られた結果、県税などの収入未済額が減少し、一般会計及び特別会計の収入未済合計額は、8年続けて前年度を下回っているものの、依然として多額に上ることから、今後も、引き続き、収入未済額の縮減と新たな未収金の発生防止に努めていただきたいと思います。

次に個別事項についてですが、まず、6ページの③障がい者差別解消・権利擁護推進事業についてであります。

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の施行にあわせて、障がい者差別解消・権利擁護推進センターが設置され、相談体制が整ったものの、相談体制が十分機能していないという声も聞かれます。

センターと関係機関の連携をより深めて、情報共有を行うとともに、障がい者差別解消支援地域協議会の意見等を活用しながら、特に、差別的取扱いなどの重大案件には、県が主体的に関わりながら、適切かつ迅速な解決が図られるよう努めていただきたいと思います。

次に、⑤女性の就業・活躍支援についてであります。

企業の人手不足が課題となる中、女性を産業人材として活用していくことが不可欠です。

県では、女性の希望する就業形態が、介護や子育て中など、女性が置かれた状況に応じて様々であることを踏まえ、就業に向けた情報提供や研修などに取り組んでいますが、企業における女性の希望に合った仕事の切り出し、女性と企業のマッチングが十分にできていない状況であります。

女性が働きやすい就業形態が提供されるよう、企業に対する情報提供や啓発に取り組んでいただきたいと思います。

次に、⑧港湾施設等の適正な管理についてであります。

港湾施設では、港湾使用許可を受けていない

船舶の係留があり、また、河川や海岸においても不法係留船舶が見受けられ、公共水域等における適正な対応が求められています。

県では、係留保管の秩序を確立するため、大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例を制定し、来年4月の施行に向けて準備を進めていますが、負担の公平性の観点から、管理者として不法係留船舶の実態把握に努め、使用料の確実な徴収を進めることが重要であります。

今後は、港湾施設等の適正な利用を確保するため、実態把握とともに、国や市町村とも連携して、船舶の所有者等への意識啓発や許可申請の指導等に努めていただきたいと思います。

次に、⑨河床掘削事業についてであります。

河床掘削は、短期間で流下能力の改善を図り、洪水等の災害の防止、軽減につながる即効性の高い事業です。

県では、昨年の災害を踏まえて事業規模を拡大し、時期も前倒しして取り組んでおり、河床掘削を実施した地域の住民の多くがその効果を実感しております。

今後も一層の強化を図り、沿川住民の安全・安心のさらなる確保に努めていただきたいと思います。

個別事項としては、このほかに6項目をあげておりますので、来年度予算に反映させるなど、適切な対応をお願いします。

また、部局別審査において委員から出されたその他の意見、要望についても、今後の施策に積極的に反映されることを期待し、審査報告書の概要の説明を終わります。

以上で、本委員会に付託されました決算等の議案の審査は全て終わりました。

委員の皆さんには、長期間にわたり御審査いただき、ありがとうございました。

これをもって、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。